⑾　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年10月19日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国土交通省大臣官房官庁営繕部長から「参議院新清水谷議員宿舎新築⑰建築その他工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格者もしくは経常建設共同企業体であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（2⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（2⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成14年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成14年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）

①　集合住宅、宿泊施設、類似施設（＊１）又はこれらのいずれかを含む複合用途施設で、以下の㋐、㋑及び㋒全ての要件を満たす新築工事又は増築工事

㋐　面積：１棟の延べ面積（＊２）が5,000㎡以上

㋑　構造：鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート工法含む）又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋒　階数：４階建て以上

＊１　宿泊室又は寮室の合計面積が、当該施設の延べ面積の過半を占める施設に限る。

＊２　増築工事の場合は、「延べ面積」を「増築部分の床面積の合計」と読み替える。また、複合用途施設にあっては、集合住宅、宿泊施設又は類似施設の用途に係る部分の床面積が当該施設の延べ面積の過半を占める場合は当該施設全体の面積とし、それ以外はその用途に係る部分の床面積の合計とする。

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成14年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成14年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成14年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）（入札説明書参照。）

②　集合住宅、宿泊施設、類似施設（＊１）又はこれらのいずれかを含む複合用途施設で、以下の㋐、㋑及び㋒全ての要件を満たす新築工事又は増築工事

㋐　面積：１棟の延べ面積（＊２）が2,500㎡以上

㋑　構造：鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート工法含む）又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋒　階数：２階建て以上

＊１　宿泊室又は寮室の合計面積が、当該施設の延べ面積の過半を占める施設に限る。

＊２　増築工事の場合は、「延べ面積」を「増築部分の床面積の合計」と読み替える。また、複合用途施設にあっては、集合住宅、宿泊施設又は類似施設の用途に係る部分の床面積が当該施設の延べ面積の過半を占める場合は当該施設全体の面積とし、それ以外はその用途に係る部分の床面積の合計とする。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

②　平成14年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる2⑸②の基準を満たす建築工事で元請としての経験を有する者であること（当該経験が平成14年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は経験として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体である場合は代表者の主任技術者又は監理技術者が、経常建設共同企業体である場合は構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が、上記の条件を満たしていればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できない